

親子会社に関する規律に関する個別論点の検討(2)

(前注) 本部会資料において、「試案」とは、「会社法制の見直しに関する中間試案」を指す。また、試案において定義した用語は、本部会資料においても同一の意味を有する。

第3 キャッシュ・アウト

1 特別支配株主による株式売渡請求等

特別支配株主による株式売渡請求の制度（以下「本制度」という。）に関し、以下の事項について、どのように考えるか。

(1) 対象会社の範囲

公開会社でない株式会社（以下「全株式譲渡制限会社」という。）を対象会社を含めることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

試案第2部第3の1①では、本制度における対象会社を「株式会社」としており、それ以上の限定は付していない。これに対して、パブリック・コメントでは、全株式譲渡制限会社を一律の要件で対象会社を含めることについて、反対する意見や、慎重な姿勢を示す意見が寄せられている。

特定の者が対象会社の発行済株式の全部を取得することによるメリットは、対象会社が全株式譲渡制限会社である場合にも生じ得るところ、全株式譲渡制限会社においても、株主数や株主間の関係によっては、全ての株主から合意により個別に株式を取得することが容易でない場合もあり得るため、キャッシュ・アウトの余地を認めることには、意義があると考えられる。そして、本制度は、特別支配株主が利用し得るキャッシュ・アウトの手法として、対象会社の株主総会決議を要しない新たな手法を追加するものであり、キャッシュ・アウトに係る時間的・手続的コストの低減に資するものといえる。全株式譲渡制限会社について本制度の適用を認めないものとするかどうかを検討する際には、これらの意義を踏まえ、全株式譲渡制限会社において、本制度における少数株主の救済方法が不十分なものといえるか、他の手法によるキャッシュ・アウトにおける少数株主の救済方法と比較しつつ、検討する必要がある。

この点に関し、本制度は、対象会社の株主総会決議を要する他のキャッシュ・アウトの手法と異なり、株主総会決議の瑕疵を理由とする少数株主の救済（当

該瑕疵を理由とする差止めや無効の主張)の余地がない一方、差止請求(試案⑬)や売渡株式の取得の無効の訴え(試案⑭から⑯まで)等によって少数株主の救済を図ることとしている。また、裁判所に対する価格決定の申立て(試案⑪及び⑫)が認められる点では、他のキャッシュ・アウトの手法と同様である。そこで、全株式譲渡制限会社において、これらの仕組みによっては少数株主の利益を十分に確保し得ないような場面があるか、具体的に検討する必要がある。

また、上記のような検討の前提として、売渡株式の取得の無効の訴えによる救済が認められ得る範囲(特に、対価の金額が著しく不当であるなど、対象会社の株主総会決議を要する手法によるキャッシュ・アウトであれば決議取消事由の存在を理由にキャッシュ・アウトが無効となり得るような場合に、それが売渡株式の取得の無効事由となり得るかどうかなど)についても、議論を整理する必要があると思われる。

(2) 新株予約権付社債に付された新株予約権の取扱い

株式売渡請求と併せて、新株予約権付社債に付された新株予約権も売渡請求の対象とすることができるものとするので、どうか。

(補足説明)

試案②では、株式売渡請求と併せて、新株予約権についても売渡請求をすることができるものとしつつ、(注1)において、新株予約権付社債に付された新株予約権の取扱いについては、なお検討することとしている。この点につき、パブリック・コメントにおいては、キャッシュ・アウトの目的を貫徹するため、新株予約権付社債に付された新株予約権も売渡請求の対象とすることを認めるべきであるとの意見が寄せられており、これに対して異論はなかった。新株予約権付社債に付された新株予約権も、株式売渡請求の後に行使されるとキャッシュ・アウトの意義が損なわれるおそれがある点では、通常の新株予約権と異なるため、通常の新株予約権と同様、売渡請求の対象とすることを認めることが合理的であると考えられる。

なお、新株予約権付社債に付された新株予約権は、基本的に社債と分離して譲渡することができないものとされていること(会社法第254条第2項、第787条第2項等参照)からすれば、新株予約権付社債に付された新株予約権が売渡請求の対象とされる場合には、当該新株予約権付社債についての社債も併せて売渡請求の対象となることを原則とすべきであると考えられる。ただし、新株予約権買取請求に係る規律(同法第238条第1項第7号、第787条第2項ただし書等参照)と同様、新株予約権付社債の募集事項において別段の定め(例えば、新株予約権部分のみが売渡請求の対象となる旨の定め等)がある

場合には、当該定めに従うものとすることが考えられる。

(3) 価格決定の申立期間

裁判所に対する売買価格の決定の申立てをすることができる期間について、どのように考えるか。

(補足説明)

試案⑥では、対象会社が株式売渡請求を承認した場合に、売渡株主に対して所定の事項を通知すべきものとしつつ、株主数が多数となることが想定される公開会社において、常に通知を要するものとするれば、時間的・手続的コストの増大につながると思われることや、他の制度との均衡等を考慮して、公開会社においては、上記通知を公告により代替することができるものとしている。パブリック・コメントにおいては、そのような代替を認めるべきではないとの意見も見られたが、試案に異論を述べないものが多数であった。

他方で、取得日後にも裁判所に対する売買価格の決定の申立てを認めるかどうか(試案⑩(注))に関しては、公告しか行われないうちにキャッシュ・アウトの効力が生じ、価格決定の申立期間も経過してしまうという事態が生ずることへの懸念から、これに賛成する意見が出されており、取得日後における想定外の取得費用の増加に対する懸念からこれに反対する立場との間で、意見が分かれたところである。

そこで、公告による代替がされた場合における価格決定の申立期間を、例えば、取得日後20日を経過する日までの間に伸長するかどうか、検討する必要がある。

(4) 売渡株式の取得の無効の訴え等

売渡株式の取得の無効の訴えに関し、以下の事項について、どのように考えるか。

- ① 対象会社が全株式譲渡制限会社である場合における提訴期間を、取得日から1年間に伸長すること。
- ② 提訴権者に、対象会社の監査役、執行役及び清算人並びに取得日において対象会社の監査役又は執行役であった者を追加すること。

(補足説明)

パブリック・コメントにおいては、株式売渡請求に対して不服のある株主は、自らの有する株式の売渡しの効力のみを争うことができれば足り、新たに差止請求や売渡株式の取得の無効の訴えを設ける必要はないとの意見もあった。し

かし、株式売渡請求による売渡株式の取得については、対象会社の株主総会決議の取消しの訴えによる救済の余地がないことから、それに代わる売渡株主の救済方法として、差止請求を認める必要がある。そして、株式売渡請求は、全ての売渡株主の有する売渡株式を一括して取得するものである以上、差止請求をした売渡株主の保有する売渡株式のみならず、売渡株式全部の取得を一体として差止めの対象とすべきであると考えられる。また、株式売渡請求による売渡株式の取得は、多数の株主の利害に影響を及ぼすため、法的安定性の確保や法律関係の画一的処理等の観点から、対世効を有する無効の訴えを設け、売渡株式の取得の無効は当該訴えをもってのみ主張することができるものとするのが適切であると考えられる。パブリック・コメントにおいても、このような考え方に基づいて差止請求の制度及び売渡株式の取得の無効の訴えを設けること（試案⑬から⑯まで）について、ほとんど異論はなかったところである。

そこで、本文は、差止請求の制度及び売渡株式の取得の無効の訴えを設けることを前提に、パブリック・コメントにおける意見も踏まえ、売渡株式の取得の無効の訴えに係る手続の詳細について問うものである。

まず、①は、新株発行の無効の訴え等に関する規律（会社法第828条第1項第2号等）と同様に、提訴期間を1年間に伸長することに関するものである。新株発行の無効の訴え等の提訴期間は、会社法制定に際して、全株式譲渡制限会社が株主総会を開催せずに新株発行をした場合に、株主がその事実を知らないまま提訴期間を経過してしまうことが多いとの指摘を踏まえ、1年間に伸長されたが、それ以外の会社の組織に関する行為の無効の訴えについては、利害関係人が多いこと等を踏まえ、法的安定性の確保という観点から、提訴期間の伸長は見送られたという経緯がある。①のような提訴期間の伸長の可否については、このような経緯を踏まえ、法的安定性に配慮しつつ検討する必要がある。

また、②は、提訴権者に監査役等を追加することに関するものである。この点について、試案⑭では、売渡株主のほか、対象会社の取締役及び取得日において対象会社の取締役であった者に提訴権を認めるものとしている。これは、株式売渡請求による売渡株式の取得においては、対象会社は取引の当事者でないため、その役員に無効の主張を認める必要はないとも思われる一方、対象会社の取締役は、株式売渡請求の承認に際してキャッシュ・アウトの条件の適正さを検討するなど、売渡株主の利益に配慮すべき立場にあることから、株式売渡請求による売渡株式の取得に無効事由が存する場合に、売渡株主の利益を確保するため、取締役に提訴権を認めることが合理的であるとの考え方に基づくものである。そこで、②については、対象会社の監査役、執行役及び清算人の役割を踏まえ、売渡株主の利益の確保という観点から、これらの者に提訴権を認めるべきかどうか、それぞれ検討する必要がある。

(5) その他の手続

① 対価の交付を確保するための方策

特別支配株主から売渡株主に対し、売渡株式の対価としての金銭の交付が行われることを確保するための方策について、どのように考えるか。

(補足説明)

パブリック・コメントにおいては、特別支配株主について、売渡株式の対価を交付するための資金的裏付けの証明を要するものとすべきであるとの意見や、対価の交付がされないことを売渡株式の取得の無効事由とすべきであるとの意見が寄せられている。これらは、本制度が実質的に株主間での株式譲渡を強制することを認めるものであり、売渡株主が特別支配株主の資力等を確認した上で取引に応ずるかどうかを決定する機会を与えられないことを踏まえたものであると思われる。この点については、当部会においても同様の指摘がされており、これらを踏まえ、特別支配株主による対価の交付を確保するための方策について検討する必要がある。

この点に関し、対象会社の取締役は、株式売渡請求の承認（試案④）の当否を判断する際には、売渡株主の利益に配慮して、特別支配株主による対価の交付の見込み（資金の準備状況等）を確認すべきであり、そのような確認を怠った場合や、対価の交付の見込みがないことを知りつつあえて売渡請求を承認した場合等には、任務懈怠責任を負うものと考えられる。そこで、この点をより明確にするため、例えば、事前開示手続（試案⑧）において、対価の交付の見込みに関する事項の開示を要するものとする事等が考えられる。このような規律は、開示内容に虚偽があり、対価の交付がされない場合に、明文の規定に基づく手続の瑕疵を理由とすることで、売渡株式の取得の無効を主張しやすくなるという点でも、売渡株主の利益の確保に資するようと思われる。

② 株式売渡請求の撤回

特別支配株主は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合には、株式売渡請求を撤回することができるものとする事等で、どうか。

(補足説明)

試案では、株式売渡請求の撤回に関する規律については、特に記載されていない。しかし、株式売渡請求がされた後に、特別支配株主の財務状態が悪

化し、対価の交付が困難となった場合や、特別支配株主の想定を超える数量の売渡株式について価格決定の申立てがされた場合等において、株式売渡請求の撤回の余地を全く認めないものとするのは、かえって不合理な結果につながるおそれがある。他方で、特別支配株主の一方的な意思表示による撤回を無制限に認めることは、売渡株主の予測可能性を害するなど、売渡株主の利益の確保という観点から適切でないと思われる。

そこで、その撤回の可否について、株式売渡請求を承認する立場にある対象会社の判断を経ることを要することとし、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合にのみ、株式売渡請求の撤回を認めることが考えられる。また、この場合には、対象会社は、遅滞なく、株式売渡請求の撤回を承諾した旨を売渡株主に対して通知し又は公告しなければならないものとするのが考えられる。

なお、パブリック・コメントでは、特に株式売渡請求が撤回された場合に意義を有する規律として、株式売渡請求を承認した対象会社による通知・公告（試案⑥）等の費用を、特別支配株主の負担とすべきであるとの意見が寄せられた。株式売渡請求においては、組織再編におけるのとは異なり、対象会社自身は取引の当事者とはならないことに加え、対象会社による通知・公告は、特別支配株主による意思表示を代替する機能をも有すること（試案⑦）を踏まえると、通知・公告等の費用は、特別支配株主の負担とすることが合理的であると思われる。

③ 種類株主総会の決議事項

対象会社が種類株式発行会社である場合に、株式売渡請求の承認を種類株主総会の決議事項（会社法第322条第1項）とすることについて、どのように考えるか。

（補足説明）

対象会社が種類株式発行会社である場合には、株式売渡請求は、全ての種類の株式について行われることとなる。この場合、対価の割当て（試案③イ）については、株式の種類ごとに異なる取扱いを行うことを認めることが考えられる。

そこで、一定の場合に種類株主総会の決議を要するものとするにより、種類株主間の利害調整を図ることについて、検討する必要がある。具体的には、株式売渡請求の承認（試案④）を種類株主総会の決議事項（会社法第322条第1項）に追加し、対象会社が当該承認をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該種類の株式の

種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要するものとするのが考えられる。ただし、その検討に当たっては、種類株主総会の決議を要するものとするの意義（種類株主間の割合的な権利関係の変動による不利益からの救済と位置付けるか、対価が不十分であることによる不利益からの救済と位置付けるか等）や、売渡株主の利益を確保するための他の仕組みとの関係（特に、価格決定の申立てに加えて種類株主総会の決議による保護を与えることの意義）について、整理を要するものと思われる。

④ 新株予約権の売買価格の決定の申立て

新株予約権の売渡しの請求がされる場合において、その対価が当該新株予約権の内容として予め定められた金額又は算定方法に従ったものであるときは、新株予約権者による売買価格の決定の申立てを認めないものとするについて、どのように考えるか。

（補足説明）

特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権の売渡しを請求する場合（試案②）には、新株予約権者は、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができるものとするのが考えられる。

もともと、新株予約権については、株式の場合よりも売買価格の決定に困難を伴うことが予想され、全ての新株予約権に関して価格決定の申立てを認めると、手続的コストが増大するおそれもある。また、新株予約権者に交付される対価が、新株予約権の内容（会社法第236条第1項）として予め定められた条件に合致するものであれば、新株予約権者の利益を不当に害するおそれはないと思われる。

そこで、新株予約権の内容として、売渡請求がされる場合に交付されるべき対価の金額又はその算定方法が定められている場合には、それに合致する条件で売渡請求がされる限り、新株予約権者による価格決定の申立てを認めないものとするについて、検討する余地があると思われる。この点については、組織再編に際し、消滅株式会社等の新株予約権者に対して、予め定められた条件に合致する条件で存続株式会社等の新株予約権が交付される場合に、新株予約権買取請求権が生じないものとされていること（会社法第787条第1項等）が参考になるとと思われる。

⑤ その他

上記のほか、例えば、以下の点について所要の規定を設けることで、どうか。

ア 株主名簿記載事項の記載等の請求

売渡株式に係る株主名簿記載事項の記載等について、特別支配株主による単独請求を認めるものとする（会社法第133条第2項、会社法施行規則第22条参照）。

イ 株券の提出等に関する手続

株券発行会社である対象会社は、売渡株式に係る株券の提出に関する公告等を行わなければならないものとし、その効果等について定める（会社法第219条、第220条参照）。

2 株式の併合（端数となる株式の買取請求）

(1) 買取請求権を有する株主の範囲

端数となる株式の買取請求をすることができる株主は、反対株主に限られるものとする。どうか。

(2) 併合の割合が一定割合を上回る場合の取扱い

併合の割合が一定割合を上回る株式の併合について、端数となる株式の買取請求を認めない旨の規律は、設けないものとする。どうか。

（補足説明）

試案第1部第3の2(1)①（注3）では、端数となる株式の買取請求に関し、併合の割合が一定割合を上回る場合にはこれを認めないものとする旨の例外を設けるかどうかについて、なお検討することとしている。当部会においては、そのような場合でも、株式の分布状況によっては、端数となる株式の株主に与える影響が大きくなる可能性があることが指摘されていたが、パブリック・コメントにおいても、これと同様の理由や、例外要件を満たす株式の併合を繰り返すこと等による潜脱のおそれがあるとの理由から、上記のような例外を設けることに反対する意見が多数であった。

そこで、本文は、上記のような例外を設けないものとする（すなわち、単元株式数に併合の割合を乗じて得た数が整数となる場合を除き、端数となる株式の買取請求を認める。）ことを提案するものである。

3 その他の事項

キャッシュ・アウトを行うための対象会社における株主総会の決議に係る決議要件については、現行法の規律を見直さないことで、どうか。

(補足説明)

パブリック・コメントにおいては、キャッシュ・アウトを行うための対象会社における株主総会の決議について、出席した株主の議決権の10分の9以上の賛成や、支配株主以外の株主が有する議決権の過半数の賛成を必要とするなど、その決議要件を加重すべきであるとの意見も寄せられた。

もつとも、これらに対しては、当部会において、一部の少数株主の反対によってキャッシュ・アウトが阻止され得るという規律は合理的ではないとの指摘や、そのような少数株主の立場が濫用的に利用される懸念があるとの指摘がされている。また、パブリック・コメントにおいても、合理的なキャッシュ・アウトが阻害されることへの懸念から、少数株主に交付される対価の適正さを確保するための制度の整備を条件に、決議要件の加重は要しないとする意見が寄せられている。

対象会社の株主総会における議決権行使の状況（特に、支配株主以外の株主が有する議決権の過半数が賛成しているかどうか等）は、裁判所による価格決定手続における公正な価格の検討等に際して、考慮要素となり得ると考えられる（親会社との株式交換における株式買取請求に係る価格決定につき、東京地裁平成23年3月30日決定・金判1370号19頁参照）。もつとも、キャッシュ・アウトに先行して公開買付けが行われる場合等も念頭に置くと、決議要件を一律に加重することは、かえって合理的なキャッシュ・アウトを阻害するおそれもあり、適切でないと考えられる。

本文は、このような観点から、決議要件については、現行法の規律を見直さないことを提案するものである。

第4 組織再編における株式買取請求等

1 株式買取請求をした後の反対株主の剰余金配当受領権等

反対株主は、株式買取請求をした後、当該請求に係る株式について剰余金配当受領権、議決権等を有しないものとするについて、どのように考えるか。

(補足説明)

パブリック・コメントでは、試案第2部第4の2の（注4）について、寄せられた意見の中では、剰余金の配当と法定利息について実質的な二重取りになることを

理由に、反対株主は、株式買取請求をした後、当該請求に係る株式について剰余金配当受領権を有しないものとするべきとするものが多数であった。

仮に、株式買取請求をした後に当該請求に係る株式について剰余金配当受領権を否定する場合には、当該会社につき経済的利害関係が希薄となる以上、反対株主は議決権等の共益権も有しないものとするべきであるとも考えられる。そして、そのように考えた場合、株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生ずる時を、存続株式会社等、吸収分割株式会社又は新設分割株式会社の反対株主についても効力発生日（新設分割をする場合にあつては、新設分割設立会社の成立の日）とすることのほうがより直截的であると考えられ、当部会でも、そのような規律の見直しをすべきであるとの指摘がされている。この点については、現行法が、これらの会社の反対株主につき当該株式の買取りが効力を生ずる時を、効力発生日ではなく当該株式の代金の支払の時としていること（会社法第786条第5項括弧書、第798条第5項、第807条第5項括弧書）の理論上及び実務上の意義を考慮しつつ、検討する必要がある。仮に、当該株式の買取りが効力を生ずる時を効力発生日（新設分割をする場合にあつては、新設分割設立会社の成立の日）とする場合には、買取口座に関する試案第2部第4の1④の規律についても所要の手当てをすることが必要であると考えられる。

2 簡易組織再編等における株式買取請求

試案第2部第4の3のような見直しをすることで、どうか。

3 組織再編の条件の公告後における株式買取請求

試案第2部第4の（後注）のような見直しはしないことで、どうか。

（補足説明）

パブリック・コメントでは、試案第2部第4の（後注）に関し、株式会社が組織再編の条件について公告をしたときは、当該公告後に株式を取得した反対株主は、株式買取請求権を有しないものとするべきかどうかについて、意見が分かれた。また、株式買取請求権を有しないものとする意見の中でも、当該公告時に既に株主であった者や、当該公告後に担保実行や組織再編により株式を取得した者については、株式買取請求権を有するものとするべきとの意見があるなど、どのような場合に反対株主の株式買取請求権を否定し、又は肯定すべきかについて、様々な意見があった。

試案第2部第4の（後注）のような見直しをした場合には、株式買取請求権という権利の存否をめぐる紛争の増加を招くおそれがあると考えられる。また、濫用的な株式買取請求は、試案第2部第4の1から3までの見直しをすることによって、

相当程度防ぐことができるとも考えられ、現時点では、更に試案第2部第4の（後注）に掲げたような明文の規定を設ける必要性は、必ずしも高くないと考えられる。

第5 組織再編等の差止請求

略式組織再編以外の組織再編（簡易組織再編の要件を満たすものを除く。）等の差止請求に関し、以下の事項について、どのように考えるか。

- ① 当該組織再編が法令又は定款に違反する場合であって、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、当該組織再編をやめることを請求することができるものとし、存続株式会社等についても、同様の規律を設けるものとする。
- ② 試案第2部第5のA案の（注1）に掲げた事由については、明文の規定を設けないものとする。
- ③ 全部取得条項付種類株式の取得及び株式の併合について、①と同様の規律を設けるものとする。

（補足説明）

試案第2部第5について、パブリック・コメントでは、A案に賛成する意見とB案に賛成する意見に分かれた。また、A案の（注1）についても、意見が分かれたが、この点については、A案における差止事由を手続的な違法に限定すべきであるとの意見も別途寄せられており、これらの意見を含めると、A案の（注1）に掲げる事由を差止事由とすることに反対する趣旨の意見が多数であった。このような意見を踏まえ、本文①及び②について検討する必要がある。

なお、本文③について、株式の併合のうち、単元株式数に併合の割合（会社法第180条第2項第1号）を乗じて得た数が整数となるものについては、株主に対する影響が小さいので、差止めの対象から除くことが考えられる。

また、パブリック・コメントにおいて、試案第2部第5のA案の（注2）に掲げるものうち事業譲渡等については、会社法第360条の規律で足りるとの意見があったことを踏まえ、本文③には事業譲渡等掲げていない。

第6 会社分割等における債権者の保護

1 詐害的な会社分割における債権者の保護

試案第2部第6の1のような見直しをすることで、どうか。

(補足説明)

試案第2部第6の1のような見直しをすることについては、パブリック・コメントにおいて寄せられた意見の中では、賛成する意見が多数であったことから、本文は、当該見直しをすることを提案するものである。

これに関して、パブリック・コメントにおいては、試案第2部第6の1①について、「承継した財産の価額を限度として」という承継会社等の責任の限度額を設けるべきではないとの意見が寄せられている。もっとも、詐害的な会社分割における承継会社等の残存債権者に対する責任について、限度額を設けないこととする根拠は、必ずしも明らかではない。承継債権者及び会社分割の前から存在する承継会社等の債権者の利益への配慮の必要性や、いわゆる人的分割の場合（会社法第758条第8号等参照）において承継会社等が各別の催告を受けなかった残存債権者に対して負う責任の限度額（同法第759条第3項等）及び民法上の詐害行為取消権（同法第424条）との均衡を考慮すると、試案第2部第6の1①にあるとおり、承継会社等の残存債権者に対する責任は、「承継した財産の価額を限度」とすることが適切であると考えられる。

なお、承継会社等が分割会社から財産だけでなく債務も承継した場合における、「承継した財産の価額」とは、当該財産の価額から当該債務の価額を差し引いた残額ではなく、当該財産自体の価額であると解することとなると考えられる。

2 その他の事項

試案第2部第6の（後注）のような見直しをすることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

試案第2部第6の（後注）のような見直しをすることについては、パブリック・コメントでは、このような見直しにより、株主が、組織再編等が企業価値に与える影響を知り得ることになるとの理由等から、賛成する意見もあったものの、反対する意見が多数であった。反対する意見の理由としては、会社を取り巻く様々な利害関係人のうち従業員についてのみ、その意見等を開示する手続を設ける根拠が十分ではないことや、迅速な組織再編等の実現を困難にするおそれがあること等が挙げられている。試案第2部第6の（後注）のような見直しをすることの当否については、これらの点も踏まえ、検討する必要がある。